

滋賀県庁舎等屋外広告募集要項

1. 屋外広告関係規程

広告の掲載は、「滋賀県広告等事業実施要綱」、「滋賀県庁本館等広告設置基準」および「滋賀県庁舎等屋外広告設置要領」に基づいて行います。

2. 設置場所・設置枠数

別添仕様書のとおり

3. 広告の種類・規格

別添仕様書のとおり

4. 設置期間

広告を設置した日から申込者が希望する任意の期間

5. 広告設置料

縦2.1m以内×横28m以内 200,000円/月（消費税および地方消費税含む。）

縦2.1m以内×横9m以内 70,000円/月（消費税および地方消費税含む。）

※10か月間以上の掲出期間で申し込みいただける場合は広告設置料の20%を、12か月間の掲出期間で申し込みいただける場合は広告設置料の25%を割引します。

6. 設置申込

別添「広告設置申込書」に必要事項を記入の上、申込みを行っていただきます。なお、申込みにかかる一切の費用は申込者のご負担となります。

【受付期間】

随時。

※申込書を持参する場合の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までです。

7. 応募資格および広告設置の基準

次の資格および基準を満たすことが必要です。

広告主または広告代理店のどちらも応募可能ですが、広告代理店が応募される場合には、広告代理店に加えて広告主が下記の資格および基準を満たす必要があります。

(1) 資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- ② 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- ③ 県税に滞納がない者であること。

(2) 基準

- ① 「滋賀県広告等事業実施要綱」第4条第2項各号および「滋賀県庁本館等広告設置基準」第3条各号に定める業種または事業者には該当しないこと。
- ② 広告の範囲および内容が、「滋賀県広告等事業実施要綱」第4条第1項各号、「滋賀県庁本館等広告設置基準」第2条各号に定めるものに該当しないこと。また、「大津市屋外広告物条例（平成20年大津市条例第53号）」の規定に違反しないこと。

8. 広告設置の可否の決定

- (1) 広告設置団体・企業の適格性および広告内容の妥当性については、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県庁本館等広告設置基準に基づき、滋賀県総務部広告等選定委員会において審査します。
- (2) 広告設置に適すると認められる申込者（枠数）が、募集枠数を超えた場合は、先着順とします。

9. 申込者への結果の通知

広告設置の可否は申込者に通知します。

10. 広告設置料の請求

契約の締結および行政財産使用許可の手続き後、県の定める納付書により広告設置料を請求します。

11. 申込みに際しての留意事項

- (1) 設置期間は、1箇月を単位とし、掲示期間が31日未満の申込みについては、1箇月として扱います。
- (2) 滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県庁本館等広告設置基準、滋賀県庁舎等屋外広告設置要領および当募集要項を熟知いただいた上で応募願います。
- (3) 大津市屋外広告条例に違反しないように留意ください。
- (4) 広告の内容に関する一切の責任は広告代理店または広告主に帰属します。県が推奨するものではありません。
- (5) 選挙(※1)およびその期間中(※2)に係る屋外広告の掲出については、掲出できない場合がありますので、留意いただくとともに、別途協議をお願いします。
※1 「選挙」とは、衆議院、参議院の国政選挙、滋賀県知事、滋賀県議会議員選挙をいいます。
※2 「その期間中」とは、国政選挙、県知事、県議会議員選挙の公示または告示が行われた日から各選挙の投票日の翌日までをいいます。

12. 申込み、問い合わせ先

滋賀県総務部総務課総務・文書係

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

電話番号 077-528-3111

F A X 077-528-4811

メールアドレス ba00@pref.shiga.lg.jp

別紙

滋賀県庁舎等の屋外広告設置に係る仕様書

1. 施設の概要

名 称	大津合同庁舎
所 在 地	滋賀県大津市松本一丁目2番1号
設 置 目 的	県行政に関する事務を行う。
施 設 の 主 な 用 途	事務所
開 庁 (館) 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで
休 庁 (館) 日	土日祝祭日、年末年始
備 考	

2. 募集広告に関する事項

種 類	壁面広告 (横断幕)
設 置 位 置	大津合同庁舎南側6階・7階壁面
規 格	縦2.1m以内×横2.8m以内 縦2.1m以内×横9m以内
備 考	1. 風雨日光等に十分耐える材質を使用すること。 2. 横断幕の上部は7階バルコニーの手すりに固定し、下部の固定については、6階バルコニーの手すりに固定すること。(詳細については、お問い合わせください。) 3. 滋賀県の責めに帰すべき理由によらず横断幕が破損したときは、滋賀県は責任を負わないこと。

○ 問い合わせ先・申込書提出先

滋賀県総務部総務課総務・文書係

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

電話番号 077-528-3111

F A X 077-528-4811

メールアドレス ba00@pref.shiga.lg.jp

滋賀県庁舎等屋外広告設置申込書

令和 年 月 日

(宛先)

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県庁舎等屋外広告募集要項に基づき、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県庁本館等広告設置基準、滋賀県庁舎等屋外広告設置要領の内容を熟知の上、次のとおり申し込みます。

申 込 者	住所または所在地		
	商号または名称		
	代表者職・氏名		
	担当者	部署名	
		氏名	
	連絡先	電話	
F A X			
E - m a i l			
広告等の設置等申込種類		屋外広告	
広告等の設置等希望場所		大津合同庁舎6階・7階壁面 (横断幕)	
使用期間		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
見積額 (10か月間以上掲出いただける場合は割引後の見積額)		金 _____ 円 ※上記金額は消費税および地方消費税を含む。	
広告等の 内容	仕様	縦 _____ m × 横 _____ m	
	別添資料		
(参考) 予定広告 内容	(予定)広告主名		
	業種・事業内容		
	設置する内容		

※ デザイン等の素案(ラフ案)がある場合は別途添付してください。

添付書類

- ① 法人登記記載事項全部証明書 (コピー可)
- ② 定款、会則または会社概要(パンフレット)等 (コピー可)
- ③ 誓約書

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先)

滋賀県知事 三日月 大造

住所または所在地 〒

氏名または商号名称
および代表者名

滋賀県庁舎等屋外広告募集要項の申込みに当たり、下記の事項について真実に相違ないことを誓約します。

記

- 1 滋賀県庁舎等屋外広告募集要項「7. 応募資格および広告設置の基準」の要件を満たしています。
- 2 提出した広告設置申込書に虚偽または不正はありません。
- 3 設置事業者に決定した場合、滋賀県ホームページに設置事業者名および決定金額を掲載することに同意します。

滋賀県庁舎等屋外広告設置変更申込書

令和 年 月 日

(宛先)

滋賀県知事 三日月 大造

住所または所在地 〒

氏名または商号名称
および代表者名

令和 年 月 日付けで締結した滋賀県庁舎等屋外広告の設置に関する契約について、第1条の契約の要項について、以下のとおり変更を申し込みます。

変更内容

滋賀県庁舎等屋外広告設置辞退届

令和 年 月 日

(宛先)

滋賀県知事 三日月 大造

住所または所在地
商号または名称
代表者の役職・氏名

令和 年 月 日付けで滋賀県庁舎に係る屋外広告設置申込書を提出しましたが、都合により辞退しますので届け出ます。

記

1 辞退する物件番号